



議会だより

清水

せい すい

令和4年(2022) 9月定例議会 No.86



新学期も始まり保護者も参加しての広安小の挨拶運動

令和4年9月一般・特別会計補正予算……………	P2
令和3年度一般会計・特別会計決算……………	P3
「益城町議会議員政治倫理条例」を制定……………	P4~5
常任委員会報告……………	P8~9
町政を問う(6人)……………	P10~15

令和4年
第3回
定例議会

令和4年第3回定例議会は、9月5日から13日までの9日間の日程で開催され、令和4年度益城町一般会計・特別会計補正予算（5件）、令和3年度益城町一般会計・特別会計決算認定（6件）、条例改正4件、工事契約・町道の路線認定等5件及び議員提出2件について審議し、議員提出1件を除き、可決・認定した。また9月7日・8日に6名の議員が一般質問を行った。

一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出に4億8114.3万円を追加し、総額222億7381.1万円とする本案が提案され、各常任委員会等で慎重に審議された後、採決では全議員が賛成し可決成立した。主な補正項目及び質疑応答は以下の通り。

■ 主な補正項目と補正額

補正項目		補正額
歳入	地方交付税	246,000
	国庫補助金	140,773
	県支出金	100,166
	町債	△70,100
	計（すべての補正を含む）	481,143
歳出	原油価格・物価高騰緊急対策事業補助金	26,400
	道路改良工事費	100,000
	公営住宅等家賃補助金	6,300
	みんなの家移設等費	18,000
	鉄砂川浚渫改良工事費	6,000
	学校給食食材購入費補助金	18,500
	計（すべての補正を含む）	481,143

問 今回予算計上された600万円は、鉄砂川臭を解消するための工事費と思われるが、どの地区を工事

鉄砂川における浚渫改良工事

答 農業所得を税申告されている農家に対して、1戸当たり4万円、660戸への配分を考えている。

農業振興費

問 国等からのコロナウイルス対策臨時交付金で、農家に対して交付予定の、原油価格・物価高騰緊急対策事業補助金2640万円は、どのように配分されるのか。

答

工事場所は、鉄砂川ひざご橋の約200m上流で、工事面積は、長さ30m、幅6m、深さ50cmの泥を搬出し、新たに埋め立て表面をコンクリートで覆い、水の流れを確保する。下流部の堆積土の搬出は予定していない。



浚渫（しゅんせつ）予定地

文化財保護対策費

問 今回計上された、文化財保護対策費の布田川断層帯保存整備費7264・7万円は、何に使うのか。

答 谷川地区の断層帯保存のための覆屋や、見学の分の予算を計上した。展示の仕方や雨天時の見学場所、暑さ対策、トイレについても今後検討する。

公営住宅等家賃補助金

問 災害救助費の中の公営住宅等家賃補助金630万円は何に使用されるのか。

答 木山仮設住宅の閉鎖に伴い3月以降も現在入居予定の移転家賃等を補助するもので、5人以上世帯6戸、月9万円の6か月分、及び敷金礼金、仲介手数料等の経費である。

みんなの家移設事業

問 みんなの家移設工事監理業務委託料800万円及び移設工事費1000万円が計上されているが、どこに移設するのか。

答 令和5年3月末、木山仮設住宅が閉鎖されるのに伴い、同地のみんなの家を津森小放課後児童クラブが使用するために移設する経費である。

学校給食食材購入費補助金

問 国等からの物価高騰対策補助金として、学校給食食材購入費補助金1850万円はどのように扱うのか。

答 今年度4月からの給食費の増加予想が約10%と見積もられているので、年間の給食費の10%を補助することになる。

「益城町議会議員政治倫理条例」を制定

本条例は、「議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項」を定めるもので、本議会最終日に益城町議会政治倫理条例策定特別委員長から議員提出され、質疑応答の後、全議員の賛成により可決成立した。

提案理由の説明 富田委員長

令和3年12月議会において、委員10名による政治倫理条例策定特別委員会が設置された。7回の委員会審議を経て作成し、その後法規文審査会の審査、議会運営委員会、全員協議会の承認後、今回議員提出するものである。
(なお各条項の説明は略)

議案への質疑 下田議員

提案理由の説明を聞いて改めて素晴らしい条例が出来たと思うが、せっかくの機会であるので、次の2点確認させていただく。

① 今回の条例作成にあたり色々な町の条例を参考にされたと思うが、主としてどの町を参考にしたのか。

② 本条例第6条に「政治倫理審査会の設置」の記述があるが、この審査会は常時設置されているのか、何か問題が発生した時、設置されるのか。

質問への回答 富田委員長

本条例策定の為の委員会審議にあたり、菊陽町、大津町、御船町、嘉島町、甲佐町、山都町の6か町の条例を取り寄せ審議した結果、菊陽町の条例を主として参考にした。次に、第6条「政治倫理審査会の設置」については、当特別委員会では、条例策定のための委員会では、いつものように設置するかについては、今後、議会運営委員会で決定されるものと思う。

益城町議会議員政治倫理条例(要約)

(目的)

第1条 この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、益城町議会議員（以下「議員」という。）が自己の地位による影響力を不正に行使用し、自己の利益を図ることのないよう議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の代表者として、町民の信頼に値する倫理性をもって、自らの役割及び責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があると認められたときは、責任を明らかにしなければならぬ。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、常に、町民

全体の代表者として、率先してより高い行動規範を守る義務を負う。

2 議員は、常に、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

3 議員は、町長その他の執行機関及びその補助職員並びに町が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体の役員（以下「職員等」という。）に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によつて、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

① 公共工事の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約（以下「請負契約等」という。）のあっせん

② 職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与

③ 許認可、補助金その他の給付の決定への関与

④ 前3号に掲げるもののほか公正な職務執行を妨げる行為

4 議員は、その地位を利用して、いかなる金品も授受してはならない。

5 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、



現在建設中の庁舎（完成予想図）



議場のイメージ図

又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。

6 議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

7 議員は、議会の同意を得た場合を除き、町から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体等の役員に就任してはならない。

8 議員は、政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けてはならない。

(町との契約等に関する遵守事項)

第4条 議員、その配偶者及び2親等以内の親族で同一の生計又は直接利害関係にある者が役員をしている企業及び議員が経営に携わる企業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町及びひ町が関係する団体が行う請負契約(下請けを含む。)を辞退し、町民に対し疑惑の念をいだかせることのないよう努めなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときはこの限りでない。

2 前項の議員が経営に携わる企業とは、次に掲げるものをいう。

- ① 議員が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
- ② 議員がその経営方針に関与している企業
- ③ 議員が当該企業の役員と同等程度の執行力と責任を有する企業

等程度の執行力と責任を有する企業

(審査の請求)

第5条 議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、議員2人以上の連署により、議長に対し審査の請求をすることができる。

2 議長は前項の規定により議員に対する調査の請求を受けたときは、速やかに審査会に調査を付託しなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第6条 議員の政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、議会に政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、10人をもって構成し、議員の中から選出する。

3 審査会の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会の会議は、委員定数の3分の2以上の同意を得

た場合は、公開することができる。

(守秘義務等)

第7条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も同様とする。

(審査会の調査)

第8条 審査会は、第5条第2項の規定による調査を付託されたときは当該事案の適否又は存否の調査を行い、調査結果報告書を作成の上、議長に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の調査を行うため、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

(被請求議員及び議員、町長の義務)

第9条 (略)

(照会)

第10条 (略)

(結果の報告)

第11条 (略)

(被請求議員の責務及び議会の措置)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、交付の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に第3条第7項の団体等の役員に就任している議員は、この条例の施行の日から1年間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該団体等の役員に就任することができる。

2 (略)

3 (略)



条例改正等及び議員提案議案の審議

今回は、条例改正等4件、指定管理者1件、公有財産の取得1件、工事請負契約2件、町道の路線認定1件、議員提出議案2件を審議し、議員提出議案のうち1件は否決、その他10議案は可決した。

■ 提案された議案とその内容等

区分	議案内容
条例改正	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
	消防団に関する条例の一部を改正
	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正
	手数料条例の一部を改正
その他	指定管理者の指定（益城町文化会館）
財産取得	公有財産の取得（惣領地区公園整備用地）
工事請負契約	工事請負契約の締結
	工事請負契約の締結
町道認定	町道の路線認定
議員提出	益城中学校運動場整備に係わる疑義の調査に関する決議

条例改正

解説 「益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、職員の育児休業等に係る人事院規則の改正に伴う改正を、「益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例」では、団員定数を600人から550人へ改正し、更に退団者抑制のため、休団制度を整備した。「益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正

正」では、国の減税補填制度に合わせ令和5年3月31日に変更した。「益城町手数料条例の一部を改正」では、個人番号カードを使用する場合の手数料を変更した。

指定管理者の指定

- 益城町文化会館
- 指定団体
益城文化会館管理運営共同企業体
- 指定期間
令和5年1月1日から令和10年3月31日

工事請負契約の締結

- 木山中学校管理室棟・コンピュータ室棟改修工事
契約金額
128,590,000円
- 契約の相手方
熊本市南区近見
新産住拓株式会社

工事請負契約の締結

- 布田川断層帯（谷川地区）保存整備工事（3期工事）
契約金額
124,273,050円
- 契約の相手方
熊本市東区戸島西
山王株式会社



整備中の益城中学校運動場

益城中運動場整備に係わる疑義の調査を否決

解説 現在実施中の益城中学校運動場の整備について、今年3月までの工事の再工事ではないのか。工事の予算計上がない等の疑義から、調査委員会を設置して調査すべきではとの議員提案がなされたが、賛成少数で否決となった。

提案理由の要約 野田議員

今年3月末までに約3000万円をかけて益城中学校運動場の整備を行い、新学期から使用できると思いきや、地表に小石等が浮き出たため、この7月から更に約3960万円をかけて、再度工事を実施している。なお工事は町の予算には計上せず、他の事業で残った不用額（残額）から充当している。

また本年3月22日の同運動場竣工検査前の3月16日に、町は現在行っている工事の下請業者から同運動場整備のための見積（3015万円）を提出させているが、7月からのやり直し工事の請負業者選定において公平性は確保されたのか。

以上、予算計上のプロセス、7月からの工事請負業者選定等について疑義があり、町議会に「益城中学校運動場整備に係わる疑義」について、真相解明のための調査委員会の設置が必要である。

《9月議会での主な議案への賛否の状況》

議案名	結果	木村	西山	上村	下田	富田	松本	吉村	甲斐	榮	中川	野田	宮崎	坂本	中村	渡辺	荒牧	坂田	議
		正史	洋一	幸輝	利久雄	徳弘	昭一	建文	康之	正敏	公則	祐士	金次	貢	健二	誠男	昭博	みはる	忠則
令和4年度益城町一般会計補正予算(第3号)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
令和4年度益城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
令和4年度益城町介護保険特別会計補正予算(第1号)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
令和4年度益城町産業団地特別会計補正予算(第1号)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
令和3年度益城町一般会計決算認定について	認	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
令和3年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について	認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について	認	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
令和3年度益城町介護保険特別会計決算認定について	認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
令和3年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
令和3年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
指定管理者の指定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
公有財産の取得について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
工事請負契約の締結について 工事名: 木山中学校管理室棟・コンピュータ室棟改修工事	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
工事請負契約の締結について 工事名: 布田川断層帯(谷川地区)保存整備工事(3期工事)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
町道の路線認定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議員提出: 益城町議会議員政治倫理条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議員提出: 益城中学校運動場整備に係わる疑義の調査に関する決議	否	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	—

○：賛成 ×：反対 棄：棄権 欠：欠席 可：可決 否：否決 認：認定 同：同意
 ※議長は賛否同数の場合を除き、通常の採決には加わりません。

常任委員会レポート

9月議会

総務

令和4年度益城町一般会計補正予算を可決

総務常任委員会では、全委員出席のもと当委員会に付託された8議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決・認定した。

審査の主な内容としては、広崎消防詰所建設工事費620万円の追加について質疑があり、担当課長より、ウクライナ情勢等により建設資材が高騰しているのが要因であり、総予算は約3500万円であるとの説明を受けた。委員からは、他の詰所とのバランスについて配慮するよう要望がなされた。

次に、布田川断層帯の保存について敷地内に傾いた納屋があるが、今後どのようにするかとの質疑があり、担当課長より、担当課長より、今後の工事において覆屋をかけ、傾いたまま補強を行い、保存するとの説明を受けた。

決算では、町税の不納欠損の期間について質疑があり、担当課長から、滞納処分からの停止後3年経過したものの、即時消滅したものの、法定納期限から5年経過の時効が到来したもののなどで、生活困窮や倒産、死亡などで納付が困難な方などを不納欠損としているとの説明を受けた。

また、地方債の残高について確認があり、起債借入と公債費の差額が増加し、令和3年度末で459億円との説明を受けた。

次に、基金繰入と起債の状況について質疑があり、担当課長より

福祉

後期高齢者医療費2割負担について審議

福祉常任委員会では全委員中5名出席のもと付託された10議案について、執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおりであるが、令和3年度益城町一般会計決算認定について、後期高齢者医療特別会計決算認定のみ賛成多数、残りは、全会一致で可決・認定した。

一般会計補正予算中、住民税非課税世帯等に対する臨時特別交付金について質疑があり、6月補正でも計上したが、本課税前の簡易的な抽出だったため、本課税後差額の140件分を計上するとの説明を受けた。

国民健康保険特別会計補正予算、一般被保険者診療報酬について町の負担分なのか質疑があり、町負担分であると説明を受けた。

後期高齢者医療特別会計補正予算について質疑があり、10月から後期高齢者全体ではないが、所得によって2



木山仮設住宅

割負担になることもあり、最終的には総額50万円程度になるとの説明を受けた。

新型コロナウイルス感染症の質疑があり9月6日現在で1回目接種率80・6%、2回目接種率80・1%、3回目接種率63・5%と説明を受けた。

特定健診業務委託料に関連し、特定検診率が低いことを懸念して意見や対策案が出された。

また、水道料金の未収金について質疑があり、

り、最終的には総額50万円程度になるとの説明を受けた。

介護予防事業、通所型サービスについて質疑があり説明を受けた。

現地視察では木山仮設住宅東集会所及び談話室について、津森小児童クラブ予定地へ移設されることを確認した。また、益城台地西土地区画整理事業地については上水道施設工事の説明を受けた。

9月議会

常任委員会レポート



益城中学校グラウンドを視察

起債については借入をしないと交付税措置はなされないため交付税措置があるものについては、基金があったとしても出来るだけ起債をしていく方が有利との説明を受けた。委員からは、起債残高が増えすぎないように要望がなされた。

現地視察では国天然記念物布田川断層帯、

保存整備工事箇所では、担当課から整備工事概要の説明があり、状況を確認した。
また、益城中学校災害復旧工事箇所では、担当課からこれまで実施した災害復旧工事の説明を受け、駐輪場、部室棟、及びグラウンドの復旧状況を確認した。

T S M C 関連の企業誘致進む中で本町の取組みが注目されている



建設経済常任委員会では、付託された6議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり、全会一致で可決・認定した。

令和4年度一般会計補正予算については、農林水産業費の原油価格・物価高騰緊急対策事業補助金について質疑があり、農業所得申告世帯を対象として660世帯、一世帯あたり4万円の予算を計上していると説明があった。土木費の中で

年内に住民説明会を予定していると説明を受けた。
また、T S M C の進出を見据えた商工費の産業団地の計画位置決定の経緯については、後日回答すると説明を受けた。
また、広崎西原公園借地料は、令和7年度末までの賃借予定であると説明があり、さらに惣領にぎわい拠点の用地賃借料は、(株)未来創成まじきより土地所有者に支払われていると説明を受けた。
現地視察では、高避原排水路工事については、東海大学キャンパス建設に伴う環境整備の一環であると説明を受けた。また、横町線道路改良工事の木山橋上部工は今年12月末までに完成予定であるとの説明を受けた。工事の施工にあたっては、民家に近接しているので安全対策に十分に配慮するよう要望した。

広崎田原線道路改良工事について質疑があり、盛土、法面仕上げの計画を、ブロック積みによる施工で、歩道幅が6・6mになると説明を受けた。さらに鉄砂川浚渫改良工事費について質問があり、174㎡の浚渫後、底盤コンクリートを打設すると説明を受けた。また、調整区域土地利用ゾーニング図変更については今後のスケジュールの質問があり



完成間近い木山橋



吉村 建文議員

本町の学校現場において「がん教育」はなされているか

本町の「がん教育」については、小中学校の一部の学年において、発達段階に応じた教育を行っている

「がん教育」について

吉村 子どもたちに、がんの正しい知識を身に付けてもらおうと、全国の学校現場で広がる「がん教育」があるが、本町ではいかがか。

健康教育は極めて重要な事と認識している

教育長 「がん」をはじめとした命に関わる疾病の予防につながる健康教育は、極めて重要な事であると認識しており、小中学校では様々な機会に「がん」に関する教育を行っている。また、今後も各年代に応じた健康教育や保健指導を、さらに充実させていきたいと考えている。



中学校の授業風景

本町の「がん検診」について

吉村 胃がんの早期発見につながるピロリ菌検査を本町でも実施すべきではないか。また検査の助成を考えられないか。

有効性を研究しながら検討する

町長 がんの早期発見対策としてがん検診の受診率向上を目指している。ピロリ菌検査の助成については、ピロリ菌検査の有効性についてしっかりと研究しながら、その取扱いについて、国の示す最新の指針に基づき検討する。

地方創生臨時交付金の使い方について

吉村 地方創生臨時交付金の金額と、現在までにどのような施策を講じているのか伺う。

町民や事業者等に対して効果的な支援策を検討する

町長 現在までに約3億1千万円交付されており、すでに20事業実施している。9月補

正予算で、物価高騰に伴う学校給食への補助、小中学校の修学旅行にてキャンセル料が発生した場合の補助、物価高騰の影響を受ける農業者への支援など7つの事業の予算を計上している。今後も、国や県の動向等も注視しながら、町民や事業者等に対する効果的な支援策を検討していく。

先生方の働き方改革について

吉村 最近、特に特別支援を必要とする児童が増えているように思われるが、実態はどうか。

また、特別支援教育支援員について、現場の先生から増員して欲しいとの声があるが、支援員の増員は考えているのか。

特別支援教育支援員の増員は今のところ考えていない

教育長 特別な支援を必要とする児童は年々増加している。学級数については、平成30年から令和元年にかけて7学級増加している。各小中学校における特別支援教育支援員や

医療支援員、教員業務支援員の効果的な活用をさらに進めることで、先生方が児童生徒と係わる時間の確保に努めていきたい。特別支援教育支援員の増員については今のところ予定していない。

ふるさと納税について

吉村 本町での過去5年間のふるさと納税の金額の推移について伺う。

ふるさと納税は将来を見据えた貴重な財源

町長 平成29年度が8千8百万円、平成30年度が7千5百万円、平成31年度が3億5千万円、令和2年度が14億6千万円、令和3年度では19億3千万円。このふるさと納税は将来を見据えた町づくりを行うための貴重な財源になるので、引き続きふるさと納税の充実と納税の充実に努める。





上村 幸輝議員

「復興まちづくり計画」中止箇所等なければ積極的にスピード感を持った取り組みを

災害に強いまちづくりに大変重要な施策であるため引き続き避難地・避難路の整備に積極的に取り組む

復興まちづくり計画の進捗はどうか

上村 協働のまちづくりとして、各地区から提案された益城町復興まちづくり計画も、計画期間が令和5年度までで大詰めとなってきた。

現在の進捗はどうか。また、中には中止になったと聞いているものがあるが、どのような状況か。

町長 令和4年8月末現在、避難路については47路線中、一部整備を含め22路線が整備済みで、令和5年度末までにさらに11路線を整備予定である。しかし、14路線については未着手である。

避難地については、22カ所のうち18カ所が整備済みであり、令和5年度末までには全22カ所を整備予定である。また、中止の整備箇所はないが、地権者の方々の生活再建との兼ね合い等により厳しいものや、期間内に同意が得られず財源確保が出来なくなったこともあり、14路線が未着手となっているものである。

上村 この質問の背景には「良くなった」と喜びの声がある反面、遅々として進まず「いつの間にか交渉にも来られない

くなった」といった声や、早く進めてほしいとの声がある。計画には全地権者が賛成されているところもあり、未着手箇所が中止でないのであれば、地区住民の方の願いが詰まったこの計画を、積極的にスピード感を持って取り組んでいただきたい。



整備が進む復興まちづくり計画の避難路

財源の確保に努め、地域と協力し整備を進める

町長 喫緊の課題である避難地・避難路、災害に強いまちづくりを目指す本町にとって大変重要な施策であり、積極的に取り組んでいくべきものである。中断している箇所につ

いては、国の事業メニューを研究し必要な財源確保に努め、今後も地域と協力しながら整備を進めていく。

空港新ターミナル・東海大臨空キャンパス運用開始に向けた取組は

上村 来年2023年には空港新ターミナルビルの供用開始と、東海大学臨空キャンパスの開校を控えている。阿蘇くまもと空港については、多くのアジア路線誘致の目標があり、334万人の旅客数から2051年度には622万人の利用を目指すことされ、今後の交流人口の拡大と経済効果が期待される。

東海大学臨空キャンパスについては、クリエイティブ・ワン・ウィレッジとの位置づけで講義・研究・実習、そして地域社会や農家との交流空間が一つになった総合的農学教育研究拠点の整備を目指すとの発表であった。古くから農業を基幹産業として発展してきた益城町の農業分野にとっても、大きな期待となる。

双方としっかり連携協力することで得られる有益効果を如何にしてこの町へと誘導していくかが重要であるが、対

策はできているか。



利用客増加に期待が持たれる阿蘇くまもと空港

町長 阿蘇くまもと空港については、これまでも特産品の販売や地域祭りへの協力など様々な取り組みで連携している。今後も農産物や特産品のPR等連携した取り組みを検討していきたい。また、増加する利用者に町内各拠点を訪れていただけるよう交通アクセス改善等取り組みを進めたい。

東海大学臨空校舎については包括連携協定を締結しており、昨年度、特産品を開発し販売を開始している。本年度も協働できる施策の具現化について検討していくこととしており、農業とスポーツを軸とした連携施策を提案したい。



西山 洋一議員

町民の避難場所として防災公園となる 新たなグラウンドの整備方針は

新たなグラウンドはまだ構想段階だが、広安地区に
防災公園機能を備えたものを考えている

災害に強いまちづくりと
新たなグラウンド整備は

西山 町長マニフェストでは、被災経験を活かした災害に強いまちづくりに取り組むとして、より強固な公共インフラの整備や老朽化対策を進めるとしている。

また、町民の避難場所として防災公園となる新たなグラウンドなどの整備を行っていくとあるが、どのような構想を持っているのか町長の考えを伺う。

街路事業、避難路、避難地などの整備に加え内水対策に取り組んでいる

町長 災害に強いまちづくりの実現に向けて、街路事業、避難路、避難地などの整備に加え内水対策に取り組んでおり、既存の公共インフラについては、強靱化とともに老朽化対策を行う。

また、町民の避難場所や防災公園として活用できる新たなグラウンド整備については、広安町民第一グラウンドは使えず、利用者からの改善要望も寄せられていることから、まだ構想段階ではあるが、整備候補地として広安地



広安町民第一グラウンド

区において防災公園としての機能を備えたグラウンドの整備を考えている。

未来を見据えた攻めの
産業振興について

西山 産業ゾーンの拡充による積極的な企業誘致に取り組む。また、商業では商業施設や飲食店を呼び込み、買い物や便利で暮らしやすいまちづくりの実現に向けて商業エリアの確保が必要と考えるが、候補地等の選定はしているのか取り組み状況を伺う。

市街化調整区域の地区計画制度の見直しを要望中

町長 産業団地の整備に向けた取り組みを進めているが、



木山仮設住宅

個別の企業の進出など新たな需要にも対応できるよう、市街化調整区域における産業的土地利用の拡充を図る必要性について検討を進めている。また、市街化調整区域における土地利用は、商業系の地区計画は認められていないことから、現在、熊本市圏の一市三町で構成する市街化調整区域活性化連絡協議会を通じて、県に見直しを要望している。今後もあらゆる機会を捉えて地区計画制度の見直し実現に向けて県と協議を進めていく。

木山仮設住宅の現状と
今後について

西山 木山仮設住宅の現状と入居者が減少していく中で今後どのように考えているのか。また、仮設住宅の供用が終了すれば、速やかに農地へ復旧して地権者へお返しするのが原則だが、当該地は利便性の高い立地条件にあることから、跡地活用の構想を立ててはどうかと思うが町長の考えを伺う。

仮設住宅に代わる住まいを提供し、最後まで支援していく

町長 令和4年8月末現在で10戸30人となっており、県が令和5年3月末をもって供与期間の延長を行わない方針を発表した。

入居者の支援については、全ての方が住まい再建を果たされるまで、これまで同様お一人おひとりに寄り添いながら支援を行っていく。

また、跡地利用については、関係法令等との整合性などを十分に考慮し、地域の活性化に繋がるような有効な土地利用のあり方を検討する。



甲斐 康之議員

町は、UPF (天宙平和連合) 主催の「ピースロード・インくまもと」になぜ「名義後援」を行ったのか

UPFが旧統一教会関連団体とはわからなかった。今後、名義後援は「内規」に照らして慎重に審査を行い問題があれば後援しない

旧統一協会関連団体のイベントに「名義後援」を、なぜ行ったのか

甲斐 5月に益城町文化会館を会場として、UPF(天宙平和連合)が主催する「ピースロード・インくまもと」が開催された。

UPFは、「靈感商法」高額献金を繰り返し、多くの被害者を出している反社会的カルト集団である「旧統一協会の関連団体」である。この催しに、県選出の3名の自民党国会議員が実行委員として名を連ねている。名義後援を行うことで同会にお墨付きを与え、被害が拡大することにつながる。

町は、なぜ名義後援をしたのか。名義後援をした自治体は、旧統一協会との関連が明らかになると、後援を取り消している。町は取り消したのか。名義後援を行う判断基準はあるのか、あれば基準に照らして問題なかったのか。今後一切旧統一協会と接点を持たないことを約束して欲しい。

町長 「ピースロード」実行委員会の名義後援申請書に、「世

旧統一教会との関連性がわからなかった

界平和に貢献する活動」とされて、県をはじめ他の自治体も後援していることから後援を行った。

UPFが旧統一教会との関係性が問題となり、町民の不安や懸念が増大していることから8月2日付で取り消した。名義後援の判断基準は「内規」では「宗教的または政治的目的がないこと」としている。今後、申請書を慎重に精査して、町が後援を行うイベントなのかを判断し、社会的問題視されていることが明らかになれば後援は行わない。

子どもの読書推進活動について

甲斐 第2次「子ども読書推進計画」の根拠となるアンケート調査から、読書量や学校図書室の利用が少ないなどの課題が明らかになり、取り組みとして「蔵書の充実」「学校向け情報誌の充実」「読書時間」に合わせた本の提供「ドリーム益城」子事業を通じた連携強化」の、4項目を掲げている。

特に、中学校の蔵書数と生徒の読書数が少ない。目標値の達成に向けてどう取り組んで行くか。

図書館と学校が連携を向け取組む

教育長 子どもたちが読書に親しめるよう幼児期から読み聞かせを行い、計画的な図書の購入を進め、推奨本のチラシを配布するなど図書館と

学校が連携を強化して、児童生徒が読書に親しめるような取組を推進して目標値の達成を目指す。



令和3年度未現在

学校名	基準数	蔵書数	達成率
益城中	14,560	12,254	84.2
木山中	8,480	7,953	93.8
累計	23,040	20,207	

中学校の蔵書数と基準数に対する割合

「個人情報保護条例」の改廃について町の対応は

甲斐 「デジタル関連法」は、自治体が独自に制定している「個人情報保護条例」を「一旦リセット」して保護条例の改廃を求めている。さらに、個人情報に「非識別加工」して、本人の同意を得ずに、民間事業者など第三者へ提供するもの

である。個人のプライバシー侵害、地方自治の侵害など多くの問題が指摘されている。マイナンバーカードの取得は

「任意」である。「必要ない」個人情報情報が侵される」などの意見も多く普及が進んでいない。総務省は、カードの普及率によって、地方交付税の配分に格差をつけるなど、市町村に圧力を強めている。

カードと健康保険証や預貯金口座と連携させることは、個人情報の侵害が起きるのではないかと。高齢者が身分証明書代わりに持つことが増えると思うが、紛失させるケースもある。セキュリティは万全なのか。町は、個人情報保護条例をどのよう改めるのか。「匿名加工情報」による民間事業者への情報提供をどう考えるか。

個人情報保護の責務を果たしていく

町長 「個人情報保護条例法」が改正され来年春に施行される。現行の条例は一旦改廃し、町独自の保護措置が必要なのは改めて規定する。

「匿名加工情報」の提供は、町は任意規程となっており、現時点では提供は行わない。マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせることは、利便性に役立つものと考え、不正利用が出来ないよう万全を期している。



野田 祐士議員

益城中運動場の再整備は「行政行為の瑕疵」ではないか 費用3,960万円の財源は 授業への影響は

3月までの整備は適切だったが粗礫の露出は想定外であり
反省を教訓とし、授業に影響しないよう整備する。

今年3月に完了した運動場整備、何故7月から再度整備が必要となったか

野田 益城中学校運動場整備は今年3月に工事が完了している。工事内容は水捌けを良くするための「暗渠排水工」及び、真砂土を敷設し表面処理を行う「運動場整備工」であり整備費用3185万円は国補助を利用して実施された。

しかし何故、半年も経たないうちに、3960万円もの町の税金をかけて再整備が必要になったのか。

運動場整備には、フルイにかけた良質の砂を敷設すると建設指針で決められているが、当初工事では規格外の砂を敷設したもののなか。

既存運動場と同程度の品質の山砂を使用したが、**想定外の粗礫の露出に対応するため、今年度工事を発注**

町長 前年度工事は、新たに運動場を造成するのではなく、災害復旧の一環で、原形復旧するため、既存運動場と同程度の品質の山砂を使用。しかし施工後しばらくして大きな粗礫の露出を確認。これは既存運動場では確認されなかった想定外の出来事。このままでは運動場使用の安全性に支

障があると判断し工事を発注した。

野田 町長答弁では、完了検査後しばらくしてから粗礫が確認された。想定外だった、と説明した。しかし町執行部は工事完了検査の6日前に再整備のための見積書を業者から徴収している（見積金額3015万円、現在運動場整備中）が、これは町長答弁と矛盾している。

つまり町は工事完了検査前には既に再整備を行う準備をしていたことになるがいかがか。

町長 前年度工事は原形復旧を行うものだが、少しでも良い運動場にしたいの思いから、職員が自発的に粗礫を除去していた。しかし、あまりにマンパワーがかかるので機械施工とする場合の経費を試算



益城中学校運動場の整備状況

したものであり、再整備のための見積徴収ではない。

野田 今年7月から行われている工事は、3月に完成した運動場の砂をフルイにかけ粗礫を撤去し再度、良質な砂を敷設するというもの。1年に2回の工事を行う「二度手間」となる。そして町の工事入札における落札率は99・2%に当たる3960万円（税込）であるが町民の税金を利用し行われる。

町の出費となるが、使用財源は整備工事自体を予算化するのではなく、別工事の会計予算から流用する「何でもあり」の状態だ。

「行政行為の瑕疵」そのものと言えるがいかがか。

そして最終的に、不利益を被るのは益城町民、学校へ通う生徒たちに他ならないが、いかがか。

町長 砂礫の露出という想定外の出来事に対応する工事であり、安全性確保の観点から必要な工事であった。

安全性の確保が私の大きな責務と考える。しかし、この粗礫の露出は想定外とはいえ発注者にとって大きな教訓で反省点。なお施工は、授業への影響を考慮し、夏休みを中心に行なった。

野田 「行政行為の瑕疵」とし

て①設計単価の正当性②工事完了検査時の信憑性③整備費の見積書提出の合法性④町の財源根拠の妥当性⑤授業への影響等々について調査すべきだと考えるがいかがか。

町長 答弁どおりいずれも適切な対応だったと認識している。



段階検査時の粗礫の状況

木山仮設住宅の利用期日と跡地利用について

野田 木山仮設住宅の使用期限と今後の町の対応はどうか。また跡地利用の計画はどうか。

木山仮設住宅は来年3月末まで利用できる。跡地の利活用は早期に検討していきたい

町長 現在、入居している方々は、町が家賃補助する形で災害公営住宅または民間賃貸住宅へ転居いただく。

また、跡地の利活用については早期に検討し地権者の方々へ説明する。



榮 正敏議員

今、時はもの凄いスピードで動いている TSMC進出・関連企業誘致の体制は

臨空テクノパーク B区画4工区分、完売する 企業の立地に向け地区計画変更が必要となる

**老老介護の現場における
当事者の悲痛な声を聞け**

榮 今議会において、老老介護の実態報告として「介護現場実録24時間」というのを、一般質問の中で報告させていただいた。この介護の本質と言うのがなかなか見えてこない。介護の現場における介護用具（電動ベッド、スロップ、車いす等）に対する補助率はどうなっているのか、また介護用オムツ類に対する助成はあるのか。当事者が年金受給者であり第3号被保険者等の場合はいかがか。またショートステイの予約がなかなか取れないが、本町には何施設あるのか。熊本市内の施設も同等の利用ができるのか。また、介護者が緊急入院などと予期せぬ事態の対応等はできているのか伺う。

「地域包括支援センター」と連携して対処していく

町長 介護用具（電動ベッド、車いす、スロップ等）に関しては要介護認定者であれば介護保険を利用して借りることができるが、要介護度によって利用できる用具が異なっている。電動ベッドや、車いす

は要介護2以上の方が対象となっており負担割合は「介護保険負担割合証」により一割から三割を自己負担として支払っていただいている。また、介護用オムツについては、「家族介護用品支給事業」を実施している。この事業の対象となる方は、町民税が非課税の世帯で、要介護4以上の重度の寝たきり高齢者を在宅介護している家族であり、支給の上限は、年額7万5千円となっている。また、ショートステイについては、町内に6か所の施設があり、希望により町外の施設も利用できるようになっていている。また介護者が予期せぬ事態で急遽入院するような事態になった場合でも、担当のケアマネジャーに相談していただければ、より幅広い

く施設の情報を持っている地域包括支援センターと連携して本人やご家族が困らないように取組んでいく。

**慌しくなる空港周辺
急がれる企業誘致対策**

榮 地方経済研究所は、「半導体産業は今後も中長期的な拡大が予測される。TSMC進出もあり、県内の企業は、従来よりもスピード感のある経営や対応が求められる」と指摘している。本町においては、西村町長の先見の明もあり、他町村に先んじて、第二空港線沿いに産業団地建設に取組んでいるが、先日報道された、臨空テクノパークのB区画4区画が企業進出を公募とあり、時は今、物凄いスピードで動き出している。その為に、企業がすぐに契約できるように立地条件を満たした土地のインフラ整備とともに受け皿の準備が必要である。町長の見解を伺う。

スピード感をもって具体的な検討を進めていく

町長 空港周辺には、来年、東海大学阿蘇くまもと臨空校舎が開校し、空港新ターミナルビ

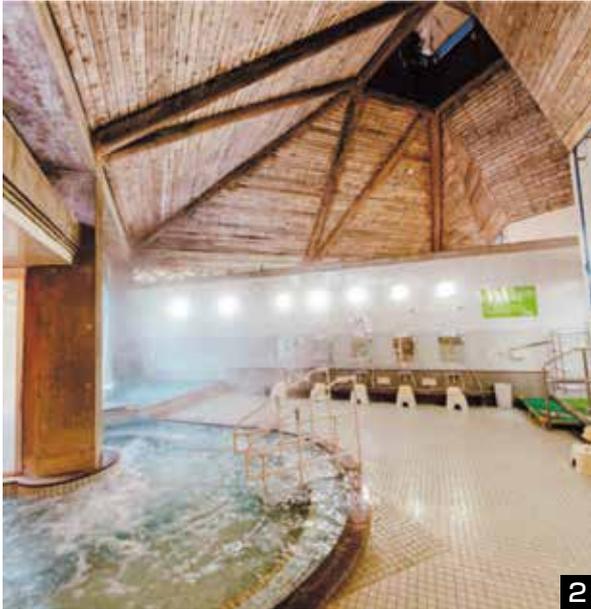


臨空テクノパーク工業予定地

ルが開業する。さらに県が整備した臨空テクノパークには半導体関連企業など4社の進出が予定されている。将来的には県が進めるUxプロジェクトや、空港アクセス鉄道の整備計画もあり、空港周辺の開発は更に進んでいくと期待している。このためインフラ整備は大変重要な課題であり、特に上下水道の整備は時間を要するため、早急に具体的な検討を進める。また本町が進める産業団地の整備は、本年度、用地取得と基本設計を進めている。用地取得の目途が付いた後、実施設計や法規制の解除手続きを行い、令和7年度中に分譲を開始したい。

皆様に憩いの場を提供しています

益城町町民憩の家



1 憩の家外観 2 浴場 3 ロビー

▶ 益城町の温泉施設

浴場（温泉）には、大浴場、ラジエニア浴やジェット浴などを用意しています。お湯は自動で入れ替わるようになっており、衛生的に保たれています。また、程よい温度に保たれたドライサウナや水風呂も用意しています。

▶ くつろぎのスペース

入浴後には、広々としたロビー、80畳の和室でゆっくりとくつろいではいかがでしょうか。また、ロビーには全自動マッサージ（有料）も設置しています。ぜひご利用ください。

▶ さらなる健康のために

多目的室では、軽い運動ができる器具を準備しています。温泉で入浴する前に、軽く汗を流されてはいかがでしょうか。また、多目的室では、健康体操教室を実施しています。健康運動指導士と一緒に、健康体操をしませんか。火・木・金曜日の午前10時30分から行っています（参加費100円）。ご参加をお待ちしております。

※新型コロナウイルス感染症対策により、施設の一部に制限がかかる場合があります。利用を希望する方は、事前に下記連絡先までお問い合わせください。

住所：赤井2167番地

電話：☎096-286-4193

入館料

	小学生以下	中学生	大人	65歳以上
町内の方	無料	100円	300円	200円
町外の方			400円	
多目的室貸し切り		1時間600円		

後編 編集

最近、コロナ禍で大きな大会は中止となつていますが、散歩やハイキング、野球やサッカー等アウトドアスポーツを楽しむ季節となりました。

▼体を動かした後は、おなかも空きます。秋は野菜やくだもの等おいしいものが収穫できる季節、美味しく秋を味わいたいものです。

▼雨の日には気持ちよく本を読むのもいいですね、たまにはほっと、転寝気分で過ごすのもいいかもしれません。

▼過去に例のない勢力を持つ台風14号が9月、九州に上陸しました。益城町の近くを通過しましたが、大きな被害もなく安堵しました。しかし、災害に慣れてしまわぬよう、常に備えておきたいものです。

担当 木村正史

議会広報編集特別委員会

委員長 宮崎 金次
副委員長 榮 正敏
委員 下田利久雄
委員 上村 幸輝
委員 西山 洋一
委員 木村 正史

令和4年9月 益城町議会だより 清水

発行／益城町議会（議長 稲田忠則） 編集／議会広報編集特別委員会
〒861-2295 熊本県上益城郡益城町宮園702 TEL096-286-3351（直通） FAX096-286-4523
印刷／ホープ印刷（株）



この議会だよりはエコマーク商品の再生紙をつかっています